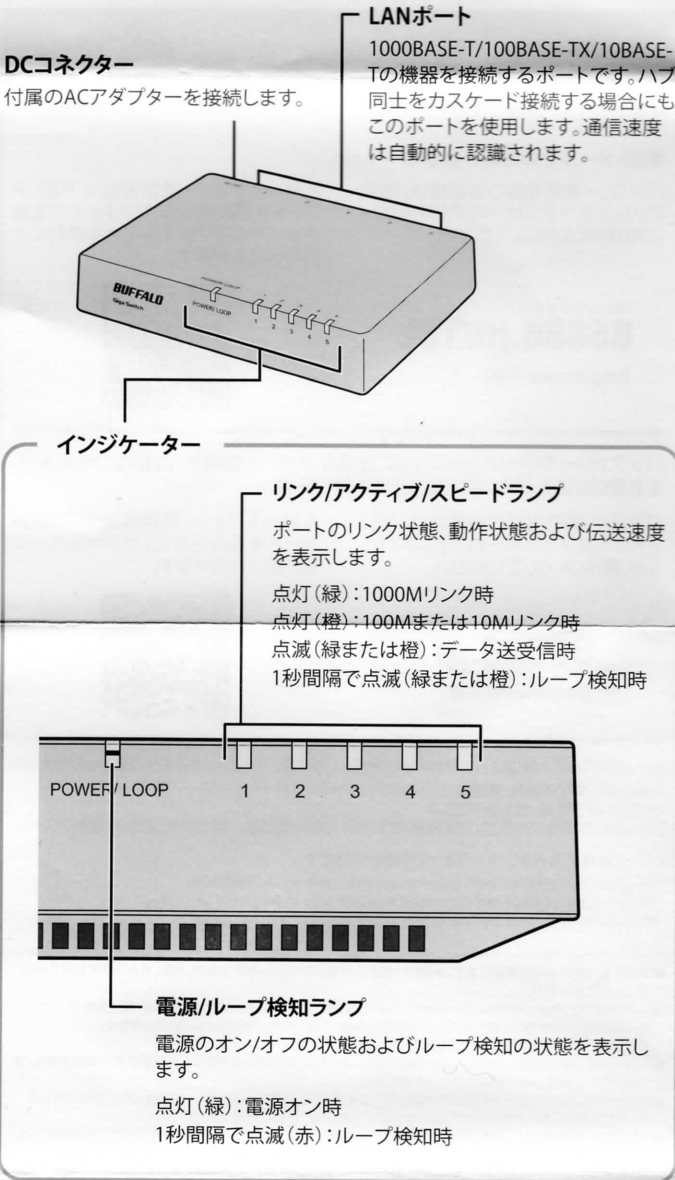


LSW4-GT-5EPL シリーズ

取扱説明書

本製品の保証書は、パッケージに印刷されています。本書と一緒に大切に保管してください。

各部の名称とはたらき



設置

■設置上の注意

- ・ぐらつく台の上や傾いた場所など、不安定な場所には設置しないでください。
- ・本製品を積み重ねたり、発熱するものの周りに設置しないでください。
- ・ケーブル類は足などが引っかからないように配線してください。
- ・他の機器や壁などで、本製品の通風口をふさがないようにしてください。
- ・ACアダプターは必ず本製品の付属品を使用してください。他の製品のACアダプターは仕様異なるため、本製品の故障や火災の原因となるおそれがあります。

■床に設置する場合

床に設置する場合は、本製品底面の四隅に、付属のゴム足を貼り付けて設置してください。

ループ検知機能

本製品は、ネットワークに障害を及ぼすネットワークのループ*を検知し、ランプで通知する機能を搭載しています。

※ LANケーブルの両端を同じハブに接続したり、ハブをループ(円環)状に接続したりすることで、ネットワーク内をデータが循環し続ける現象です。データが循環し続けると通信障害やネットワークダウンの原因となります。(すべてのループの検知を保証する機能ではありません)

■ループを検知したとき

ネットワークのループを検知すると、1秒間隔で本製品前面の電源/ループ検知ランプ、リンク/アクティブ/スピードランプが点滅します。配線がループ状にならないようにつなぎ直してください。

ネットワークに接続できないときは

次のことを確認してください。

- ・ ACアダプターが、本製品およびコンセントに接続されているか。
- ・ LANケーブルは正しく接続されているか。また、断線などしていないか。
- ・ リンク/アクティブ/スピードランプは点灯しているか。
リンク/アクティブ/スピードランプが点灯しないときは、接続したハブやLANアダプターの通信モードを手動で100M半二重または10M半二重に設定してください。

本製品について

この装置は、クラスB情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。

VCCI-B

受信障害について

ラジオやテレビジョン受信機(以下、テレビ)などの音声や画面に発生する雑音、チラツキ、ゆがみがこの商品による影響と思われる場合は、この商品の電源スイッチをいったん切ってください。電源スイッチを切ることで、ラジオやテレビなどが正常に回復するようでしたら、以後は次の方法を組み合わせて受信障害を防止してください。

- ・本機と、ラジオやテレビ双方の向きを変えてみる
- ・本機と、ラジオやテレビ双方の距離を離してみる
- ・この商品とラジオやテレビ双方の電源を別系統のものに変えてみる

保証契約約款

この約款は、お客様が購入された当社製品について、修理に関する保証の条件等を規定するものです。お客様が、この約款に規定された条項に同意し受け取らない場合は保証契約を取り消すことができますが、その場合は、ご購入の製品を使用することなく販売店または当社にご返却下さい。なお、この約款により、お客様の法律上の権利が制限されるものではありません。

第1条(定義)

- この約款において、「保証書」とは、保証期間に製品が故障した場合に当社が修理を行うことを約した重要な証明書をいいます。
- この約款において、「故障」とは、お客様が正しい使用方法に基づいて製品を起動させた場合であっても、製品が正常に機能しない状態をいいます。
- この約款において、「無償修理」とは、製品が故障した場合、当社が無償で行う当該故障個所の修理をいいます。
- この約款において、「無償保証」とは、この約款に規定された条件により、当社がお客様に対し無償修理をお約束することをいいます。
- この約款において、「有償修理」とは、製品が故障した場合であって、無償保証が適用されないとき、お客様から費用を頂戴し当社が行う当該故障個所の修理をいいます。
- この約款において、「製品」とは、当社が販売に際して梱包されたもののうち、本体部分でない、付属品および添付品などは含まれません。

第2条(無償保証)

- 製品が故障した場合、お客様は、保証書に記載された保証期間内に当社に対し修理を依頼することにより、無償保証の適用を受けることができます。但し、次の各号に掲げる場合は、保証期間内であっても無償保証の適用を受けることができません。
- 修理をご依頼される際に、保証書をご提示頂けない場合。
- ご提示頂いた保証書が、製品名および製品シリアルNo.等の重要事項が未記入または修正されていること等により、偽造された疑いのある場合、または製品に表示されたシリアルNo.等の重要事項が消去、削除、もしくは改ざんされている場合。
- 販売店様が保証書にご購入日の証明をされていない場合、またはお客様のご購入日を確認できる書類(シフトなど)が添付されていない場合。
- お客様が製品をお買い上げ頂いた後、お客様による運送または移動の際、落下または衝撃等に起因して故障または破損した場合。
- お客様における使用上の誤り、不当な改造もしくは修理、または当社が指定するもの以外の機器との接続により故障または破損した場合。
- 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地変、または、異常電圧などの外部的要因により、故障または破損した場合。
- 消耗部品が自然劣化または自然劣化し、消耗部品を取り換える場合。
- 前各号に掲げる場合のほか、故障の原因が、お客様の使用方法にあると認められる場合。

第3条(修理)

- この約款の規定による修理は、次の各号に規定する条件の下で実施します。
- 製品の故障が疑われる場合、各製品添付のマニュアルに記載の当社サポートセンターへご連絡いただくか、同記載の修理ホームページにて修理をお申し込みください。その際、当社から製品の送付先をご案内いたします。ご送付時には宅配便など送付先が残る方法でご送付ください。郵送は固くお断り致します。また、送料は送付元負担とさせていただきます。
 - 修理は、製品の分解または部品の交換もしくは補修により行います。但し、万一、修理が困難な場合または修理費用が製品価格を上回る場合には、保証対象の製品と同等またはそれ以上の性能を有する他の製品と交換する事により対応させて頂くことがあります。
 - ハードディスク等のデータ記憶装置またはメディアの修理に際しましては、修理の内容により、ディスクもしくは製品を交換する場合はディスクもしくはメディアをフォーマットする場合などがございますが、修理の際、当社は記憶されたデータについてバックアップを作成いたしません。また、当社は当該データの破損、消失などにつき、一切の責任を負いません。
 - 無償修理により、交換された旧部品または旧製品等は、当社にて適宜廃棄処分させていただきます。
 - 有償修理により、交換された旧部品または旧製品等についても、当社にて適宜廃棄処分させていただきますが、修理をご依頼された際にお客様からお知らせ頂ければ、旧部品等を返品いたします。但し、部品の性質上ご意向に添えない場合もございます。

第4条(免責事項)

- お客様がご購入された製品について、当社に故意または重大な過失があった場合を除き、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償責任は、当該製品の購入代金を限度と致します。
- お客様がご購入された製品について、隠れた瑕疵があった場合は、この約款の規定にかかわらず、無償にて当該瑕疵を修補または修理のない製品または同等品に交換致しますが、当該瑕疵に基づく損害賠償の責に任じません。
- 当社における保証は、お客様がご購入された製品の機能に関するものであり、ハードディスク等のデータ記憶装置について、記憶されたデータの消失または破損について保証するものではありません。

第5条(有効範囲)

この約款は、日本国内においてのみ有効です。また海外でのご使用につきましては、当社はいかなる保証もいたしません。